

令和8年（フ）第528号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目2番50号
破産者 ミリエウ株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1125号
神奈川県海老名市国分寺台5丁目16番8号
破産者 株式会社大豊
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1389号
横浜市旭区南本宿町1番地11
破産者 有限会社創輝建築
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第19号
長野県伊那市日影236番地1
破産者 有限会社ナカムラ
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

令和8年（フ）第56号
岐阜県多治見市姫町七丁目102番地の8
破産者 株式会社Y'S SUCCESS
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（フ）第153号
三重県松阪市嬭野中川町705番地 ラ・エスパール B-2
破産者 奥田 侑佳
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第136号
三重県津市雲出本郷町1223番地5 アラン102、前住所三重県津市上浜町一丁目115番地2 ユーハウス津302
破産者 黒坂 恭子
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第137号
三重県津市栗真町屋町945番地5
破産者 伊藤 大地
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第146号
三重県津市河芸町上野1430番地
破産者 丹羽 啓介
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第211号
滋賀県甲賀市甲南町柑子891番地
破産者 有限会社甲南運輸
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

令和6年（フ）第1274号
京都府八幡市下奈良今里1、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区歌島四丁目8番24号
破産者 ウインズトランスポート株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第218号
京都市山科区東野南井ノ上町16番地62
破産者 ケービルド株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第393号
大阪府岸和田市西大路町225-2
破産者 有限会社オートサービスユーオート
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第199号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘三丁目35番地1
破産者 株式会社S e r i s e
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第127号
広島県福山市南松永町三丁目9番33号
破産者 山陽陸運株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第76号
福岡県宮若市上大隈849番地
破産者 宮田建工株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第85号
沖縄県那覇市首里鳥堀町3丁目8番地1 2階
破産者 久高 友凱

1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第138号
沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目211番地9 2階
破産者 土橋 大輔
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第173号
沖縄県糸満市字兼城378番地の2 ラフィーユテラス301号
破産者 中村 孝秀
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第164号
佐賀市大和町大字久池井1386番地2 特別養護老人ホームロザリオの園、前住所佐賀市高木瀬東六丁目6番222号
破産者 江頭玖美子
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第91号
長崎県佐世保市中里町183番地6
破産者 藤山 瞬輝
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係